

令和 3 年 9 月 30 日

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドラインにおける
対応レベルの変更について

危機対策本部長

湊 長 博

新型コロナウイルス感染症については、京阪神地域における感染状況に一定程度の低減が見られることから、当該地域に発出されていた緊急事態宣言は9月30日をもって解除されることが決定されました。このような状況を踏まえ本学においても、10月1日からガイドラインの対応レベルを現在のレベル2（－）からレベル1に変更し、適切な感染防止対策の徹底を図りつつ、教育・研究活動における活動制限を緩和することといたします。

一方で、全国的な感染状況については未だ収束には至っていないことから、学生及び教職員のみなさまには、感染リスクを低減させる取り組みとして、ワクチンの接種の有無にかかわらず、引き続き、マスクの着用、手指消毒、3密の回避など基本的な感染防止対策を徹底し、再度の感染拡大防止に向け適切にご対応くださるようお願いいたします。

なお、本ガイドラインは、全学共通の対応でのボトムラインを示すものであり、各部局におかれては、より高い制限のご検討をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドライン:レベル1

【 Category1: 授業(講義、演習、実験、実習)・課外活動】
<ul style="list-style-type: none">○ 授業活動等 感染拡大の防止に最大限の配慮をした上で、可能なものは通常の形式で実施する。 実施可能な感染対策を講じたとしても対面授業を実施することが困難である場合、対面とオンラインの併用又はオンラインのみにより授業を実施する。 ※ ただし、当面 10 月21日までは、原則としてオンラインにより授業を実施する。 ○ 課外活動 屋外における活動及び感染拡大の予防に関して十分な安全対策が確認された屋内施設における活動などを除き、課外活動を自粛する。
【 Category2: 学内会議の実施・職員の勤怠】
<ul style="list-style-type: none">○ 学内会議の実施 感染拡大の防止に最大限の配慮をした上で、可能なものは通常の形式で実施する。 実施可能な感染対策を講じたとしても対面会議を実施することが困難である場合、対面とオンラインの併用又はオンラインのみにより会議を実施する。 ○ 職員の勤怠 感染拡大の防止に最大限の配慮をした上で、可能なものは通常の勤務形態で実施する。 実施可能な感染対策を講じたとしても対面での勤務を実施することが困難な者については、在宅での勤務を実施する。 通勤時の混雑を回避しつつ、時差出勤を推奨する。
【 Category3: 研究活動】
<ul style="list-style-type: none">○ 感染拡大の防止に最大限の配慮をしたうえで、研究業務は通常どおり継続する。

<参考リンク先>

[新型コロナウイルス感染拡大に伴う活動制限のガイドライン\(第3版\)](#)